

西京区総合庁舎整備事業
西庁舎レイアウト変更業務委託に係る仕様書

1 業務名

西京区総合庁舎整備事業西庁舎レイアウト変更業務

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

西京区総合庁舎西庁舎（別紙図面参照）

4 業務目的

西京区総合庁舎においては、東庁舎に一部所属が移転することにより、西庁舎1階に空きスペース（約570㎡）が生じる。両庁舎を一体的に運用していくに当たり、西庁舎の執務室レイアウトを見直すことで、区民の利便性向上とまちづくりの拠点となる区役所機能の向上を目的とする。

- (1) 西庁舎の区役所機能のワンフロア化による区民の利便性向上
- (2) 地域力推進室及びエコまちステーションの一体化によるまちづくり機能強化
- (3) 待合ロビーを活用した啓発や情報発信手法の最適化
- (4) 保健福祉センターと医療衛生コーナーの一体化による最適化

5 業務概要

- (1) 区民の利便性向上とまちづくり機能の向上に資するレイアウト変更案の策定

ア 現在西庁舎2階にある地域力推進室（区長室、応接室含む）、医療衛生コーナー、税臨時窓口の1階移転を行うことから、来庁者の導線整理、サイン表示の最適化、老朽化した床面の貼替え、パーティション等什器配置の最適化、情報発信手法の最適化を含むレイアウト変更案を企画・提案し、策定すること。

イ 地下及び2階に保管されている防災物品の保管場所（約30㎡程度）を1階に確保すること。

ウ 導線を妨げない範囲で、椅子を備えた待合スペースを確保すること。

エ 情報発信手法の最適化にあたっては、掲示物の掲示手法、パンフレットの配架場所や手法等の見直しを含めること。

オ 実施にあたっては、誰もが利用しやすい区役所となるよう視認性、利用環境に留意すること。

カ 工事の工程及び執務室移転の日程等を示した「移転計画書」を作成すること。

(2) 策定したレイアウト変更案に基づく内装、電気、設備工事施行及び移転作業実施

- ア 策定したレイアウト変更案に基づき必要となる内装、電気、設備工事を施工し、空調等の機器やパーティション等の什器を調達すること。
- イ 各種工事及び什器搬出入の施行については、令和6年2月26日以降とし、開庁時間中の実施を可能とする。執務室及び防災物品の移転作業は原則として閉庁日で行うこと。日程についてはあらかじめ委託者と調整すること。
- ウ 施行にあたっては、来庁者及び職員の安全に配慮するものとし、サインについては落下や衝突、転倒の危険のないものとする。また、移設、新規設置する什器のうち、転倒防止の必要なものについては、壁面固定、連結固定等の適切な転倒防止策を講じること。必要な子部材（ビスや連結材等）は、契約金額内で調達すること。
- エ 不要什器が発生する場合には、引き取り・廃棄についても契約に含めること。

(3) レイアウト変更施行後の図面の作成 レイアウト変更施行後の図面を作成すること。作成した図面は、電子データ（CAD データ及び PDF データ）による納品とする。

6 運営体制・進行管理

- (1) 受託者は、業務全体の統括及び本市との調整窓口を担う統括担当を、契約後3日以内に設置すること。
- (2) 受託者は、適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、その体制を業務担当者一覧として契約後7日以内に委託者へ提出すること。
- (3) スケジュールを含む移転計画書を立案し、契約締結後7日以内に委託者へ提出すること。

7 提出書類

次の資料を、期日までに納品すること。

提出物	提出期限	備考
業務担当者一覧	契約締結から7日以内	6のとおり
移転計画書	契約締結から7日以内	6のとおり
レイアウト変更案	委託者と調整した期日	5(1)のとおり
レイアウト変更施行後図面	令和6年3月31日まで	5(3)のとおり
委託完了届出書	令和6年3月31日まで	

8 委託料の支払い

業務完了後、受託者からの適法な請求があつてから30日以内に支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

9 業務履行に係る留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守すること。
- (2) 平日時間外及び土日祝日の作業を伴う場合は、区役所と事前に調整し、承諾を得ること。車両の駐車スペース及び資材等の保管場所が必要となる場合も同様とする。
- (3) 設置作業に必要な電力及び水を使用したいときは、区役所と事前に調整し、承諾を得ること。
- (4) 本業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (5) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰するものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。